

平成 18 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京  
代 表 者：代表執行役社長 田代 正明  
コ ー ド 番 号：8840 東証・大証第 1 部  
問 い 合 わ せ 先：執行役グループ広報部長 落合 英治  
TEL 03-3475-3802

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

変更の理由につきましては、次のとおりであります。

- (1) 今後の子会社等による不動産関連の新たな事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に所要の変更を行うものであります。
- (2) 公告方法の利便性および公告掲載費用の節減を図るため、当会社の公告を電子公告により行うことに変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 株主様へのサービス向上を図るため、単元未満株式をご所有の株主様が、単元株式にするために単元未満株式の買増を行うことができるよう、変更案第 10 条を新設するものであります。
- (4) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）が平成 18 年 5 月 1 日付をもって施行されたことに伴い、次の事項につき、所要の変更を行うものであります。
  - ① 単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限することができることから、変更案第 9 条を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の一部を、インターネットを利用する方法で開示することで、株主様に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会の運営をより合理的に行えるよう、変更案第 23 条を新設するものであります。
  - ③ 種類株主総会につきましても、特別決議の定足数の緩和が認められたことに伴い、変更案第 26 条第 2 項を新設するものであります。
  - ④ 取締役会の決議事項について、全取締役が書面等により同意した場合は、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことに伴い、経営判断をより機動的に行えるよう、変更案第 33 条第 2 項を新設するものであります。
  - ⑤ 定款上で引用する条文を「会社法」において相当する条文に変更するものであります。
  - ⑥ 旧商法上の用語を「会社法」において使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更等を行うものであります。

- ⑦ 上記のほか、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）により、「会社法」の施行に伴い定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備、条文の繰り下げ等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 定款変更予定日

平成 18 年 6 月 28 日（水曜日） 定時株主総会開催（予定）

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社大京と称し、英文では、DAIKYO INCORPORATED と称する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理および鑑定  (2)～(12) (記載省略)</p> <p>【新設】</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(委員会等設置会社に関する特例) 第5条 当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）第2章第4節に規定する特例の適用を受けるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、株式会社大京と称し、英文では、DAIKYO INCORPORATED と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理および鑑定<u>その他不動産に関する一切の業務</u> (2)～(12) (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 (3) 執行役および代表執行役 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>【削る】</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第6条 当社の発行する株式の総数は、13億4,100万株とし、このうち11億9,100万株は普通株式、1,000万株は第1種優先株式、1,500万株は第2種優先株式、2,500万株は第3種優先株式、2,500万株は第4種優先株式、3,750万株は第5種優先株式、3,750万株は第6種優先株式とする。<u>ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>【新設】</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、13億4,100万株とし、このうち11億9,100万株は普通株式、1,000万株は第1種優先株式、1,500万株は第2種優先株式、2,500万株は第3種優先株式、2,500万株は第4種優先株式、3,750万株は第5種優先株式、3,750万株は第6種優先株式とする。</p> <p>【削る】</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

現行定款	変更案
<p>(1 単元の株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式ならびに第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の<u>1 単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>(1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券)</p> <p>第9条 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 当社は、選定した名義書換代理人およびその事務取扱場所を公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 <u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、株券の再交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取りその他株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、株式取扱規程による。</u></p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の普通株式ならびに第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>  (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. 当社は、選定した株主名簿管理人およびその事務取扱場所を公告する。  3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 <u>当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、株式取扱規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、前項に規定する日と異なる日現在の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とすることができる。この場合は、その日を2週間前に公告するものとする。</p> <p>3. 前2項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定め、基準日現在の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主とすることができる。</p>	<p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p>
<p>第3章 優先株式</p>	<p>第3章 優先株式</p>
<p>(第1種優先株式)</p>	<p>(第1種優先株式)</p>
<p>第13条 (記載省略)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>(第1種優先配当金)</p>	<p>(剰余金の配当)</p>
<p>1 当社は、第46条に定める利益配当を行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録質権者（以下「第1種優先登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「第1種優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>ある営業年度において第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>1 当社は、第45条に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下本章において「期末配当」という。）を行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>当社は、期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。</p>
<p>(第1種優先株主に対する中間配当)</p>	<p>(第1種優先株主に対する期末配当以外の配当)</p>
<p>2 当社は、第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対し、中間配当を行わない。</p>	<p>2 当社は、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。</p>
<p>(第1種優先株主に対する残余財産の分配)</p>	<p>(第1種優先株主に対する残余財産の分配)</p>
<p>3 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき400円を支払う。第1種優先株主または第1種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p>	<p>3 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき400円を支払う。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(第1種優先株式の消却)</u></p> <p><u>4 当社は、いつでも第1種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。</u></p> <p>(第1種優先株主の議決権)</p> <p><u>5 第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、平成16年4月1日以降、第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで、議決権を有するものとする。</u></p> <p>(株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p><u>6 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u> 当社は、第1種優先株主には新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(第1種優先株式の転換予約権)</p> <p><u>7 第1種優先株主は、第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第1種優先株式の当社の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p>(第1種優先株式の強制転換条項)</p> <p><u>8 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、第1種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合当該平均値が、60円以上で第1種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該取締役会の決議で定める金額で除して得られる数の普通株式となる。</u> なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときには、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p>	<p><u>【削る】</u></p> <p>(第1種優先株主の議決権)</p> <p><u>4 第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、平成16年4月1日以降、<u>期末配当において</u>第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から<u>期末配当において</u>優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで、議決権を有するものとする。</u></p> <p>(株式の併合または分割等)</p> <p><u>5 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u> 当社は、第1種優先株主には<u>募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>を与えない。</p> <p>(第1種優先株式の取得請求権)</p> <p><u>6 第1種優先株主は、第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件で、<u>当社に対して</u>第1種優先株式の取得を請求することができる。<u>この場合、当社は、当該第1種優先株主に対し、当該決議で定める条件で、当該第1種優先株式を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付する。</u></u></p> <p>(第1種優先株式の取得条項)</p> <p><u>7 当社は、前号に定める取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得することができ、この場合、当社は、<u>当該第1種優先株主に対し、当該第1種優先株式を取得するのと引換えに第1種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。</u>ただし、この場合当該平均値が、60円以上で第1種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該取締役会の決議で定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</u> なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときには、<u>会社法第234条に従いこれを取り扱う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(第1種優先配当金の除斥期間)  <u>9</u> 第48条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</p> <p>(第2種優先株式)  第14条 (記載省略)  (準用条文)  1 第13条第1号ないし第4号および同第6号ないし同第9号の規定は、第2種優先株式にこれを準用する。</p> <p>(第2種優先株主の議決権)  2 (記載省略)</p> <p>(第3種優先株式)  第15条 当社の発行する第3種優先株式の内容は、第13条第1号ないし第4号、同第6号ないし同第9号および第14条第2号の規定を準用する。</p> <p>(第4種優先株式)  第16条 当社の発行する第4種優先株式の内容は、第13条第1号ないし第4号、同第6号ないし同第9号および第14条第2号の規定を準用する。</p> <p>(第5種優先株式)  第17条 (記載省略)  (準用条文)  1 第13条第1号ないし第4号、同第6号、同第7号および同第9号ならびに第14条第2号の規定は、第5種優先株式にこれを準用する。</p> <p>(第5種優先株式の強制転換条項)  2 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第5種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降に開催される取締役会で定める日をもって、第5種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合当該平均値が、第5種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、第5種優先株式1株の払込金相当額を当該取締役会の決議で定める金額で除して得られる数の普通株式となる。  なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときには、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p>	<p>(第1種優先配当金の除斥期間)  <u>8</u> 第46条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</p> <p>(第2種優先株式)  第14条 (現行どおり)  (準用条文)  1 第13条第1号ないし第3号および同第5号ないし同第8号の規定は、第2種優先株式にこれを準用する。</p> <p>(第2種優先株主の議決権)  2 (現行どおり)</p> <p>(第3種優先株式)  第15条 当社の発行する第3種優先株式の内容は、第13条第1号ないし第3号、同第5号ないし同第8号および第14条第2号の規定を準用する。</p> <p>(第4種優先株式)  第16条 当社の発行する第4種優先株式の内容は、第13条第1号ないし第3号、同第5号ないし同第8号および第14条第2号の規定を準用する。</p> <p>(第5種優先株式)  第17条 (現行どおり)  (準用条文)  1 第13条第1号ないし第3号、同第5号、同第6号および同第8号ならびに第14条第2号の規定は、第5種優先株式にこれを準用する。</p> <p>(第5種優先株式の取得条項)  2 <u>当社は、前項において準用する第13条第6号に定める取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第5種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「取得条件成就日」という。)以降に開催される取締役会で定める日をもって取得することができ、この場合、当社は、当該第5種優先株主に対し、当該第5種優先株式を取得すると引換えに第5種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付する。</u>  <u>ただし、この場合当該平均値が、第5種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、第5種優先株式1株の払込金相当額を当該取締役会の決議で定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</u>  なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときには、<u>会社法第234条に従いこれを取り扱う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(第6種優先株式)</p> <p>第18条 当社の発行する第6種優先株式の内容は、第13条第1号ないし第4号、同第6号、同第7号および同第9号、第14条第2号ならびに第17条第2号の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 株主総会</b></p> <p>(招集)</p> <p>第20条 (記載省略)</p> <p>2. 株主総会は、取締役会の決議に基づき、<u>代表執行役が招集する。</u></p> <p>3. <u>代表執行役が複数いるときは、あらかじめ取締役会で定めた代表執行役がこれに当る。</u></p> <p>4. <u>前2項にて定められた者に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の執行役がこれに当る。</u></p> <p>【新設】</p> <p>(議長)</p> <p>第21条 株主総会の議長は、代表執行役がこれに当る。</p> <p>2. <u>前条第3項および第4項の規定は、前項の場合にこれを準用する。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第22条 株主は、当社の当該株主総会において他の議決権ある株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>ただし、株主または代理人は、総会ごとに総会前に代理権を証する書面を提出することを要する。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第23条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p>	<p>(第6種優先株式)</p> <p>第18条 当社の発行する第6種優先株式の内容は、第13条第1号ないし第3号、同第5号、同第6号および同第8号、第14条第2号ならびに第17条第2号の規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 株主総会</b></p> <p>(招集)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主総会は、取締役会の決議に基づき、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。</u></p> <p>【削る】</p> <p>3. <u>前項において定められた者に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役が招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第21条 <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第22条 株主総会については、代表執行役が議長となる。</p> <p>2. <u>代表執行役が複数いるときは、あらかじめ取締役会で定めた代表執行役が議長となる。</u></p> <p>3. <u>前2項において定められた者に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の執行役が議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第23条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところによりインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第24条 株主は、当社の当該株主総会において他の議決権ある株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに総会前に代理権を証明する書面を提出することを要する。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第25条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p><u>第24条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および執行役がこれに署名または電子署名を行う。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第25条</u> 第21条および第22条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>【新設】</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 取締役および取締役会</b></p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第26条</u> (記載省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第27条</u> 取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠または増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬および退職慰労金は、報酬委員会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第30条</u> (記載省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第31条</u> 取締役会の招集通知は、会日より3日前に、各取締役に対して発する。ただし、緊急のときはその期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第32条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で定める。</p> <p>【新設】</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第33条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに署名または電子署名を行う。</p>	<p>【削る】</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第26条</u> 第22条ないし第24条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p><u>2.</u> 会社法第324条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 取締役および取締役会</b></p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第28条</u> 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第32条</u> 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急のときはその期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第33条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>2.</u> 前項にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>【削る】</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、<u>商法特例法第21条の17第4項で準用する商法第266条第12項の規定により</u>、取締役会の決議をもって、<u>商法特例法第21条の17第1項の行為に関する取締役</u>（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、<u>その取締役の商法特例法第21条の17第1項の規定による責任につき、同条第5項で準用する商法第266条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約</u>を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項の取締役</u>（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、<u>法令の限度において免除</u>することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約</u>を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第6章 各委員会</p>	<p>第6章 委員会</p>
<p>(委員会の設置)</p> <p>第35条 当社は、<u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u>（以下「各委員会」という。）を設置するものとする。</p>	<p>【削る】</p>
<p>(員数等)</p> <p>第36条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 監査委員会の委員は、当社もしくはその子会社<u>(商法特例法第1条の2第4項にいう連結子会社を含む。)</u>の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者とする。</p>	<p>(員数等)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 監査委員会の委員は、当社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者とする。</p>
<p>(選任)</p> <p>第37条 各委員会の委員は、<u>取締役会において選任</u>する。</p>	<p>(選任)</p> <p>第36条 各委員会の委員は、<u>取締役の中から、取締役会の決議によって選定</u>する。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第38条 各委員会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、出席した委員がこれに署名または電子署名を行う。</u></p>	<p>【削る】</p>
<p>第7章 執行役</p>	<p>第7章 執行役</p>
<p>(員数)</p> <p>第39条 (記載省略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>(選任)</p> <p>第40条 執行役は、<u>取締役会において選任</u>する。</p>	<p>(選任)</p> <p>第38条 執行役は、<u>取締役会の決議によって選任</u>する。</p>
<p>(任期)</p> <p>第41条 執行役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする</u>。ただし、補欠または増員のため選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第39条 執行役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする</u>。ただし、補欠または増員のため選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了すべき時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p><u>第42条</u> 取締役会は、執行役のなかから会社を代表すべき執行役1名以上を選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、執行役社長および執行役会長各1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役若干名を定めることができる。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。</p>	<p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p><u>第40条</u> 取締役会は、執行役の中から代表執行役1名以上を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、執行役社長および執行役会長各1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役若干名を選定することができる。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。</p>
<p>(執行役の報酬)</p> <p><u>第43条</u> 執行役の報酬および退職慰労金は、報酬委員会の決議をもって定める。</p>	<p>(執行役の報酬等)</p> <p><u>第41条</u> 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</p>
<p>(執行役の責任免除)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、商法特例法第21条の17第6項で準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第1項の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(執行役の責任免除)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>第8章 計 算</p>	<p>第8章 計 算</p>
<p>(営業年度および決算期)</p> <p><u>第45条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p><u>第43条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p><u>第46条</u> 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第45条</u> 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>
<p>【新設】</p>	<p>【削る】</p>
<p>(<u>中間配当</u>)</p> <p><u>第47条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>中間配当（商法第293条ノ5に定める金銭の分配）を行うことができる。</u></p>	<p>(除斥期間)</p> <p><u>第46条</u> <u>配当財産が金銭その他交付すべき財産である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>配当財産には利息をつけない。</u></p>
<p>(除斥期間)</p> <p><u>第48条</u> 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 <u>利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>(除斥期間)</p> <p><u>第46条</u> <u>配当財産が金銭その他交付すべき財産である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>配当財産には利息をつけない。</u></p>

以上